

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2025年（令和7年）

August

8月号

令和7年度安全衛生に係る優良事業場等表彰について



錦江湾サマーナイト（鹿児島市）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和7年度安全衛生に係る優良事業場等表彰について.....	2
令和7年度（公社）鹿児島県労働基準協会定時社員総会を開催しました.....	3
（公社）鹿児島県労働基準協会川内支部労働安全衛生大会を開催しました.....	4
令和6年立入調査の実施結果について.....	5～6
労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて.....	7～10
災害に学ぶ ～転倒災害を防ぐために～.....	11

令和7年 死亡災害事例（令和7年6月末現在）.....	11
高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）.....	12
令和7年6月末速報値 業種別死傷災害発生状況.....	13
もっと自分らしい働き方休み方.....	14
第39回（令和7年度）全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱.....	15
さんぽセンターからのご案内.....	16
令和7年度鹿児島労働安全衛生大会のご案内.....	17
令和7年9月～10月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

米がなければパンを食べればいいのか、とならないのは、やはり主食は米しか考えられない日本人だからだ。

随契による政府備蓄米の放出が始まり、米の値段が下がることが期待されているが、この原稿を書いている時点では安くなったという実感は湧かない。

古古古米、古古古古米などビンテージ物も出てきているようだが、いったいどんな味がするのだろう。

そういえば昔、親戚から古い米が余っているというのでもらったことがある。精米してから何年も経っているようで色

が茶色く変色しており、炊くと家の中に変なにおいが立ち込めた。もちろん味も食感もよくなかったが、もったいないので何か月もかけて家族で完食した。今回放出された米は、管理された倉庫で玄米のまま保存されていたはずなので、そこまでひどいものではないのかもしれないが、物は試しに食べてみたい気がする。

米の値段が高騰した原因は、流通構造の問題などいろいろなことが言われているが、各家庭でパニック的に通常より多くの米を買いだめしているのも一因だろう。先日、東京の自宅に帰省したら、我が家にも何袋も米が積まれていた。こういうことをするから米の値段が下がらないのだ。

令和7年度 安全衛生に係る優良事業場等 鹿児島労働局長表彰

鹿児島労働局（局長 永野和則）は、全国安全週間（7月1日から7日まで）初日の7月1日に、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる1事業場と安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範であると認められる3事業場を鹿児島労働局長優良賞及び奨励賞として表彰しました。

【優良賞】

三井住友建設・竹中土木特定建設工事
共同企業体

令和3年度準人道路清水川橋工事
（霧島市）

【奨励賞】

シチズン時計マニュファクチャリング
株式会社 鹿児島工場（日置市）

ヤナセ産業株式会社（阿久根市）

全農サイロ株式会社 志布志支店
（志布志市）



受賞者の皆さん

（左から、全農サイロ株式会社 志布志支店、三井住友建設・竹中土木特定建設工事共同企業体、永野鹿児島労働局長、シチズン時計マニュファクチャリング株式会社 鹿児島工場、ヤナセ産業株式会社）

第84回 全国産業安全衛生大会

IN 近畿大阪

2025 9.10 WED 12 FRI

令和7年度定時社員総会を開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会

6月23日、鹿児島市内のホテルにおいて、代議員、役員の参加のもと令和7年度定時社員総会を開催しました。総会には、来賓として鹿児島労働局より、永野和則局長、藤原幹大労働基準部長、鈴木正臣監督課長にご臨席を賜り祝辞をいただきました。



総 会 風 景

冒頭、大津学会長は、令和6年度の事業は、行政ご当局、関係機関の支援を頂き概ね計画どおり実施することができた。7年度も引き続き各種事業及び新たに制定された第14次労働災害防止計画の目標達成に向けて事業を推進していきたいと挨拶しました。

また、会員数が減少する中で、更なるサービスの向上と魅力ある協会として、会員になってよかったと思えるような組織づくりを目指したいと述べました。

議事では、令和6年度事業報告及び収支決算承認に関する件が上程され、原案どおり承認されました。

総会は無事終了し、このあと職員永年勤続表彰が行われ大津会長より表彰状が授与されました。

表彰された方は、次のとおりです。

《勤続20年》

今村美保子 ヘルスサポートセンター鹿児島
情報管理部情報管理課 係員

《勤続30年》

前 敏明 ヘルスサポートセンター鹿児島
業務部 部長
沼口 紀一 同上 健診事業部放射線科 科長
下西 智穂 同上 健診事業部婦人科検診科兼看護科
主任



大津会長挨拶



永野労働局長祝辞



表彰受賞者

川内支部労働安全衛生大会を開催

（公社）鹿児島県労働基準協会川内支部

川内支部は、7月4日（金）、ホテルグリーンヒル（薩摩川内市）において、会員約200人参加の下、令和7年度労働安全衛生大会を開催しました。

大会では、永年勤続優良従業員として83人を、安全・衛生管理功労者として1グループをそれぞれ表彰。続いて桑原宏志支部長が「様々な管理項目がある中で、部署を問わず、全員参加が最も要求されるのが安全管理。安全課長や工場長だけが、声をからして指示命令するものではない。労働災害防止と働く人々の安全と健康確保に向けて、労使一体となって進めていこう」と挨拶。来賓を代表して川内労働基準監督署の田原宗治署長から祝辞が寄せられました。



田原宗治 川内労働基準監督署長挨拶



桑原宏志 支部長挨拶

大会後半では、鹿児島産業保健総合支援センターの山内卓弥氏によるメンタルヘルス対策セミナーが開かれ、その後、阿久根・長島地区の戸庄太郎理事（株はしコーポレーション社長）が「時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築し、労使双方による自主的な安全衛生管理活動をさらに推進することが重要」と宣言し大会を締めくくりました。



山内卓弥 特定社会保険労務士 講演

表彰受賞者は次のとおり。（敬称略）

【永年勤続優良従業員】（薩摩川内地区）＝内田忍（九州軌道工業） 斎藤勇馬（同） 上之園健二（有馬電設） 宅間俊亘（同） 鶴永隆昭（三生工務店） 久木田直哉（同） 上水流朗（田島組） 佐抜浩司（植村組） 日高健一（同） 峯裕樹（同） 堀之内弘子（同） 下澤裕一（川北電工） 山内巧一（同） 小濱田遵（同） 岩崎友和（同） 有馬和美（中越物産） 生田輝信（同） 藤田智博（同） 栗須淳（同） 上野克弥（アサダメッシュ） 右田和也（同） 松元洋文（同） 納村勝次（外蘭運輸機工） 浴本雅之（同） 有馬浩一（同） 川崎卓人（ガイアテック） 湯ノ上勇造（同） 三垣俊二（京セラ） 西耕司（同） 上馬場和也（同） 丸尾賢一（同） 村本弘（同） 中川龍祐（同） 瓜生田丈司（新和技術コンサルタント） 萬福堅太（同） 二之宮秀格（中越パルプ工業） 若松幸広（同） 綿屋悟（同） 富宿和彦（同） 當房大作（同）
▽同（出水地区）＝川原園保（出水運輸センター） 高田一彦（同） 木下誠（同） 大迫翼（同） 児島信一郎（北薩森林組合） 洲崎健太（マルイ運輸） 吉ヶ島雄治（同） 茂原完治（同） 道上智美（同） 井上裕子（特別養護老人ホーム野田の郷） 尾ノ上みゆき（同） 宇都君枝（同） 松元巧（小田原建設） 黒崎義浩（同） 田邊陽子（マルイ食品） 宮崎美代子（同） 中村ミエ子（同） 松元京子（同） 下田眞由美（同） 大平美鈴（同） 鏡謙作（マルイファーム） 濱洲忠（同） 久松智（同） 吉武千穂（同） 石井鉄郎（同） 竹田五美子（マルイ農協） 江川野千鶴子（同） 川内知子（同）
▽同（さつま地区）＝下屋敷和雄（特別養護老人ホームさつま園） 脇博幸（同） 西畑信也（同） 原田莉江（宮之城病院） 眞崎克彦（同） 宮里直也（日特スパークテック WKS） 西村幸司（同） 豊増英樹（同） 坂元勇人（同） 土屋ミホ（同）
▽同（阿久根・長島地区）＝平崎治夫（田淵組） 清水直喜（長崎組） 溝口好美（同） 宮路哲也（浜畑組） 村上孝輔（フルタ）

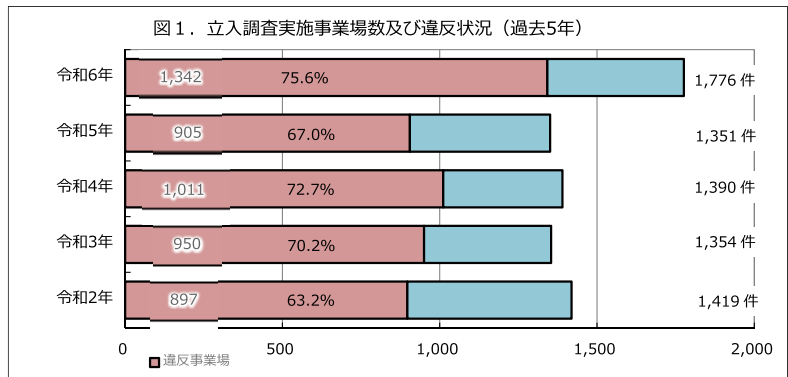
【安全・衛生管理功労者】＝京セラ（株）鹿児島川内工場セラミック2事業部川内セラミック安全衛生課

令和6年立入調査の実施結果について （2年ぶりに7割を超える違反率）

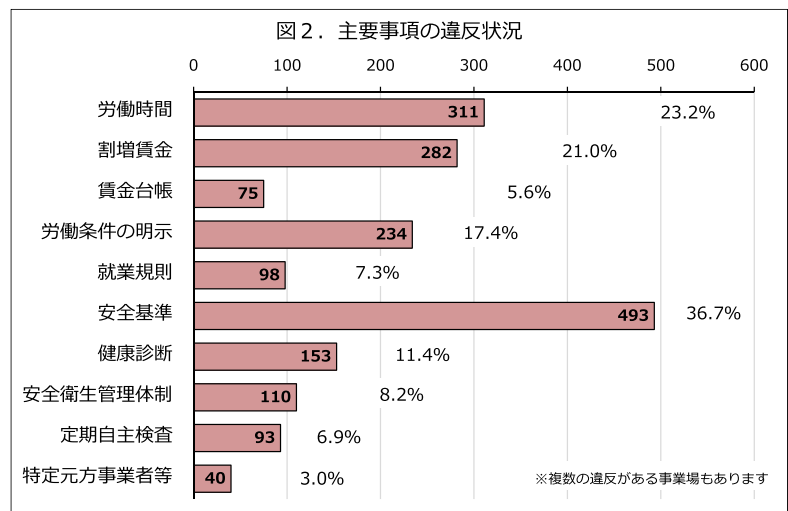
鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和6年に、管内の労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）が実施した立入調査（監督指導）の結果を取りまとめました。

- 立入調査を実施した1,776事業場の75.6%で、何らかの労働基準関係法令違反（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法）が認められました。



- ・ 安全基準 493件：36.7%
（危険な作業、危険な機械の使用など）
- ・ 労働時間関係 311件：23.2%
（36協定のない時間外・休日労働など）
- ・ 割増賃金 282件：21.0%
（賃金不払残業など）



主な法令違反の例【労働基準法関係】（令和6年）

労働時間・休日 (労基法第32条・第35条・第40条)	- 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、それを労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。 36協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。
割増賃金 (労基法第37条)	- 時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。 - 割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。
労働条件の明示 (労基法第15条)	- 労働契約を締結する際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付により明示していない。 - 有期労働契約を締結する際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付により明示していない。
就業規則 (労基法第89条)	常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成又は変更した場合に労働基準監督署に届け出ていない。
賃金台帳 (労基法第108条)	- 賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数を記入していない。 - 賃金台帳を3年間保存していない。

主な法令違反の例【労働安全衛生法関係】（令和6年）

安全基準 （安衛法第20条～第25条）	・機械の原動機や回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に覆いを設けていない（使用停止等命令処分）。 ・高さが2メートル以上の高所で労働者に作業を行わせるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じていない（使用停止等命令処分）。
健康診断 （安衛法第66条）	・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に健康診断を実施していない。 ・有害物を取り扱ったり、高温等の特殊な環境下で業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を実施していない。
安全衛生管理体制 （安衛法第10条～第12条、第15条、第17条～第19条）	・常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。 ・常時50人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を設けているが、委員の構成が法に適合していない。
定期自主検査 （安衛法第45条）	・フォークリフトや建設機械、移動式クレーン等の機械について、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を実施していない。
特定元方事業者等 （安衛法第30条・第31条）	・関係請負人（下請会社）の労働者に足場を使用させているのに、足場の基準に適合する措置を講じていない。 ・関係請負人（下請会社）が入る現場において、作業間の連絡調整が不十分であったり、作業場所の巡視が行われていない。

○ 危険性の高い機械・設備などに対して、その場で機械などの使用停止・変更や作業の停止等を命ずる行政処分を行った件数は92件でした。

○ 重大・悪質な法違反があったとして、12件（労働安全衛生法違反事件10件、最低賃金法違反事件等2件）を鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

No.	業 種	概 要	送検年月
1	木造家屋建築工事業	屋根から墜落したもの	R6.1
2	木材伐出業	伐木等機械の運転業務に係る特別教育を未実施であったもの	R6.2
3	倉庫業	フォークリフトのフォークに激突し、死亡したもの	R6.3
4	その他の廃棄物処理業	開口部からの墜落により死亡したもの	R6.6
5	その他の建設業	建築物改修作業開始前に石綿の事前調査を実施しなかったもの	R6.9
6	その他の卸売業	開口部から墜落したもの	R6.10
7	水運業	フォークリフトから落下した荷により死亡したもの	R6.10
8	社会福祉施設	労災かくし（虚偽報告したもの）	R6.11
9	砂防工事業	労働基準法関係（告訴）	R6.12
10	その他の小売業	最低賃金法関係（告訴）	R6.12
11	その他の建築工事業	建築物から墜落したもの	R6.12
12	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	労災かくし（告発）	R6.12

鹿児島労働局内の各労働基準監督署では、管内状況や監督署に寄せられる情報などから、労働時間、賃金支払い等の労務管理や安全衛生管理等の労働基準関係法令上の問題が認められる事業場に対して立入調査を実施し、働く方が安心して安全に、そして健康で働ける労働環境を確保していきます。このほか、監督署においては、働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規制を始めとした改正労働基準法の周知等のために、立入調査とは別に「労働時間相談・支援」活動も行っております。令和6年は5つの監督署において、支援を希望された152事業場を個別訪問し、時間外労働の上限規制の対応などについてのご相談を承ったほか、資料を基に説明を行いました。この「労働時間相談・支援」は立入調査ではありませんので、希望される事業場がありましたら、お気軽に最寄りの監督署にお問い合わせください。

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1 施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

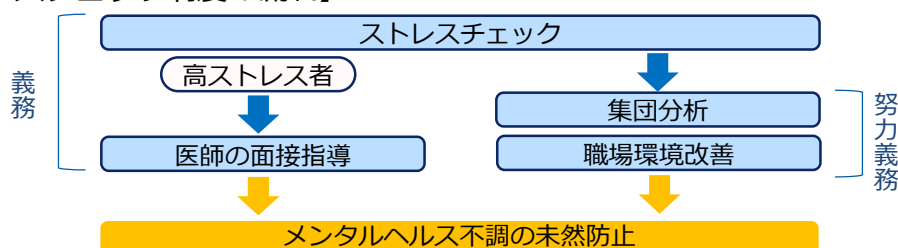
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

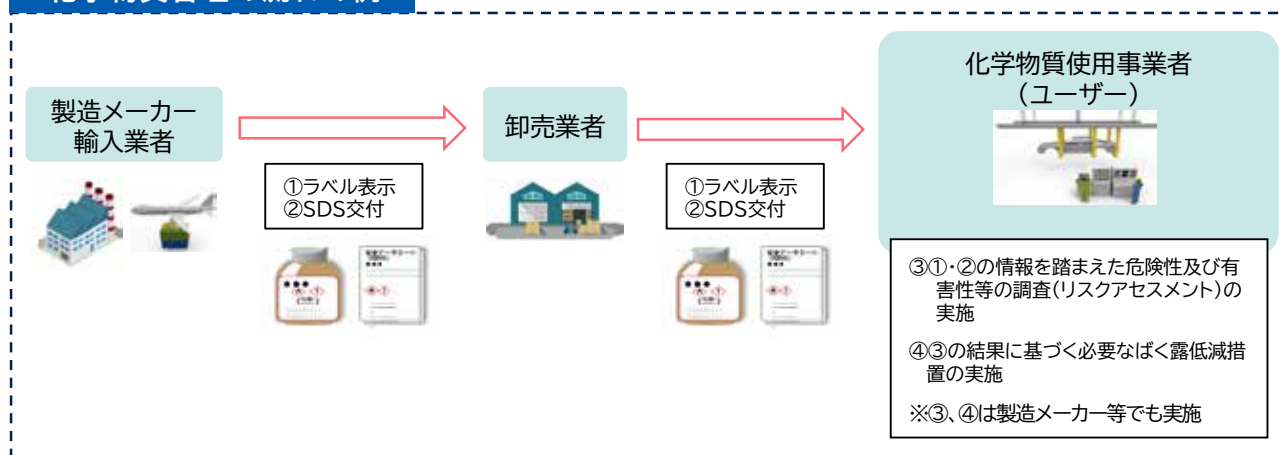


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などと言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

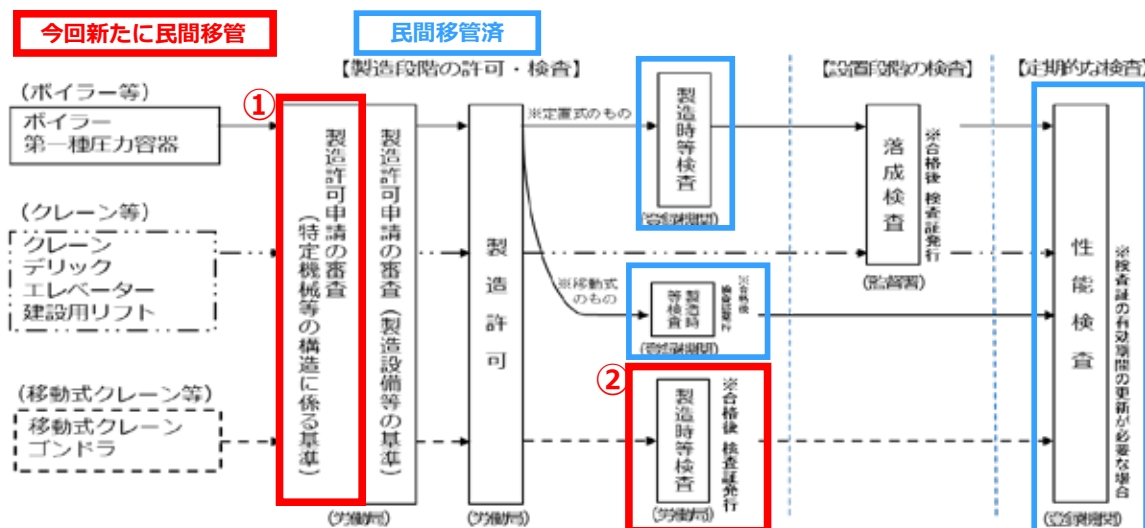
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



災害に学ぶ

転倒災害を防ぐために

鹿児島労働局健康安全課

1. はじめに

最近転んだことがありますか？私は、仕事柄、つま先が補強された靴を履いているからなのか、何もないところでしょっちゅうつまずきます。しかし幸いにも次の一歩を踏み出せているため転んだことはありません（酔っぱらって転ぶことはしょっちゅうですが・・・）。

皆さんもご存知とは思いますが、最近、職場における転倒災害が増加してきており、このことが全国的に大きな問題となっています。今回はそんな転倒災害についてお話しします。

2. 転倒災害の現状

職場での転倒災害は全国的にも増加傾向にあり、県内においても同様な状況となっています。令和6年の鹿児島県内における休業4日以上（転倒）の転倒災害は548件発生しており、10年前の平成26年の337件と比べると、大幅に増加しています。転倒災害による傷病性質では、骨折が356件、約65%となっており、思いのほか大きな怪我につながっていることがわかります。

また、転倒災害の被災者について、平成26年の状況は60歳以上の高齢労働者が122名と36%ほどであったところ、令和6年においては、60歳以上の高齢労働者が304名と半数を超えるなど、転倒災害における高齢労働者の割合が増加しています。

次に実際の職場で発生した転倒災害事例を紹介しましょう。

3. 災害事例

- 業 種：建設業（機械器具設置工事業）
被災者：60代男性
傷病名：脊髄損傷 休業見込期間：1年
災害の概要：電気設備の点検中、振り返って数歩進んだところ、被災者の背後に置かれていた台車につまずいて転倒。転倒した際に電気設備の周りに設置されていた柵に頭部が接触。顔面、肩などを強打した。
- 業 種：食料品製造業 被災者：50代女性
傷病名：左膝蓋骨骨折
休業見込期間：2年6ヵ月

災害の概要：作業場を歩いていたら、機械の駆動用エアホースが床に置いてあったためつまずき転倒。その際に床で膝を強打した。

- 業 種：廃棄物処理業 被災者：60代男性
傷病名：左肩腱板断裂 休業見込期間：2年
災害の概要：ごみ収集車に積込作業中、ごみ袋を投げ入れようとしたところ路面が雨でぬれていたため滑って転倒、左肩を強打したもの。

4. 転倒災害を防ぐには

厚生労働省では、転倒災害の主な要因として「つまずき」「滑り」「踏み外し」の3つを挙げています。基本的な転倒防止対策として4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）を推奨しており、まずは職場内の整理整頓を徹底する必要があります。そのうえで、通路の段差や傾斜の解消、障害物等の見える化、滑り止め床材の導入等といった転倒しにくい環境を整備することが求められます。

また、高齢労働者の転倒災害が多く発生していますが、高齢になると筋力、平衡機能、視力（薄明順応）、反射神経の機能低下などにより転倒しやすくなるとともに、骨密度が低下することにより転倒した際の骨折リスクが増大し、それに伴い休業期間も長期間となる傾向にあります。老化を完全に止めることはできませんが、進行を遅らせる、あるいは老化を緩やかにする方法があります。高齢労働者による転倒災害を防ぐため、事業場においては、職場環境の改善とともに、敏捷性や筋力の低下等の特性を考慮した作業内容の見直しや高齢労働者自らが身体機能の維持向上に取り組むことができるようにする等、エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置を推進することが求められます。

5. 最後に

転倒災害といえば、一昔は、軽微な打撲や捻挫による負傷が多かったイメージがありますが、近年は骨折などの大きな怪我を負うケースが増えている状況にあります。

労働者の転倒リスクは個人の負傷でとどまりません。企業の人材不足が叫ばれる昨今、更なる人員不足の加速、他の労働者への負担増加、生産性・効率性の低下など円滑な経営に影響を与える可能性があります。労働者の転倒リスクは経営のリスクとも言えます。

特に高齢労働者が多い事業場においては、労働者の特性を考慮した作業管理の実施や職場内で簡単にできる運動機会を設定するなど、労働者の転倒リスク低減を意識した取り組みに努めていただきますようお願いいたします。

令和7年 死亡災害事例（令和7年6月末現在）

鹿児島労働局

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
1	令和7年2月	木材・木製品製造業	作業員	男	73	2年	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	雑木の剪定で発生した枝を運搬するため、スリングベルトで束ねた枝を代表者が操作するフォークリフトで吊り上げた後、被災者は枝が揺れないよう手で支えながらフォークリフトとともに町道を移動していたところ道路上に転倒し、前進してきたフォークリフトに右脚をひかれ、その後死亡した。
2	令和7年2月	農業	作業員	女	20	3ヶ月	激突され	移動式クレーン	サトウキビ畑横の町道付近にて、事業主が前日に刈り取ったサトウキビの積込作業を行うためトラッククレーンのアウトリガーを張り出そうとしていたところ、当該クレーンが前進し始め、補助作業のため近くを通行していた被災者がトラッククレーンのアウトリガーと電柱との間に挟まれたもの。
3	令和7年4月	木材伐出業	作業員	男	54	20年	激突され	立木	皆伐作業において、被災者がチェーンソーでヒノキの伐採作業（1人作業）を行っていたところ、当該ヒノキとつるで絡まった別のヒノキが、伐倒したヒノキとともに倒れ、被災者に激突したものの。

高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）

鹿児島労働局訓練課

生徒が応募前職場見学を行うことは、職業や職場への理解を深め、自分の目で応募先を選ぶ良い機会であり、事前の理解不足による早期離職の防止にも資することから、積極的な受入れをお願いしています。実施時期は、学事日程に影響がないよう夏休み期間等を活用いただくとともに、できる限り多くの高校生が参加できるようご配慮をお願いします。応募前職場見学では、採用選考の判断材料の一つとすることや採用選考と解される行為をしてはならないことにご留意ください。

また、応募前職場見学の実施に加え、企業の魅力を動画で発信することも検討してみてもはいかがでしょうか。鹿児島労働局では、提供していただいた動画を当局YouTubeチャンネルにて高校生向け企業案内動画として配信しています。このYouTubeチャンネルについては県内の全高校に周知します。また、従来の企業案内動画に加えて、YouTubeショート機能を使って、短編動画を掲載することで、事業所の魅力をより多くの高校生にアピールすることができるようになりました。企業案内動画、短編動画の同時掲載も可能ですので、この機会に、是非ご検討ください。詳細は当局ホームページをご覧ください、お問い合わせはハローワークまでお願いします。

9月16日からは高校生の採用選考がスタートしますが、選考の際に、本人の適性・能力とは関係のない質問をすることは、就職差別につながるおそれがあります（本籍、家族構成、家族の仕事や尊敬する人物に関する事など）。緊張を和らげようとして、本人の話しやすそうな家族のことについて質問した結果、問題事案になった例もありますので、特にご留意ください。

企業の採用担当者の皆様におかれましては、応募者に広く門戸を開き、適性と能力に基づいた公正な採用選考により、地元鹿児島での就職を希望する生徒を一人でも多く採用いただきますようお願いいたします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和7年5月分】

県内有効求人倍率 1.11倍（前月比0.01P増加）

全国平均有効求人倍率 1.24倍（前月比0.02P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.02倍（前年同月比0.02P減）

全国正社員有効求人倍率 0.98倍（前年同月比0.04P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が緩やかに減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

外国人労働者の職場定着に助成金を活用！

鹿児島労働局職業対策課

【人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）】

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成するものです。

具体的な取組

以下の①及び②の措置に加え、③～⑤のいずれかの措置を導入し、実施することが必要となります。

- | | |
|--------------------|------|
| ①雇用労務責任者の選任 | } 必須 |
| ②就業規則等の多言語化 | |
| ③苦情・相談体制の整備 | } 選択 |
| ④一時帰国のための休暇制度の整備 | |
| ⑤社内マニュアル・標識類等の多言語化 | |

支給額

1つの措置導入ごとに20万円（上限80万円）

〈お問い合わせ先〉 職業対策課助成金第二係 TEL：099-219-5101



令和7年6月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種 \ 年		令和7年		令和6年		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		857	3	910	11	-53	-8	-5.8%	-72.7%
1 製造業		182	1	173	4	9	-3	5.2%	-75.0%
1 1 食料品製造業		109		112	3	-3	-3	-2.7%	-100.0%
4 木材・木製品製造業		9	1	9			1		
9 窯業土石製品製造業		9		8	1	1	-1	12.5%	-100.0%
11～12 金属製品製造業		10		13		-3		-23.1%	
13～15 機械機具製造業		17		16		1		6.3%	
上記以外の製造業		28		15		13		86.7%	
2 鉱業		3		1		2		200.0%	
3 建設業		117		129	4	-12	-4	-9.3%	-100.0%
1 土木工事業		44		52	3	-8	-3	-15.4%	-100.0%
2 建築工事業		52		59	1	-7	-1	-11.9%	-100.0%
3 その他の建設業		21		18		3		16.7%	
4 運輸交通業		93		82	1	11	-1	13.4%	-100.0%
1 鉄道・航空機業		1				1			
2 道路旅客運送業		9		5		4		80.0%	
3 道路貨物運送業		83		77	1	6	-1	7.8%	-100.0%
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		7		13		-6		-46.2%	
1 陸上貨物取扱業				5		-5		-100.0%	
2 港湾運送業		7		8		-1		-12.5%	
6 農林業		50	2	52	2	-2		-3.8%	
1 農業		26	1	23	1	3		13.0%	
2 林業		24	1	29	1	-5		-17.2%	
7 畜産・水産業		27		48		-21		-43.8%	
8 商業		116		101		15		14.9%	
1 卸売業		21		13		8		61.5%	
2 小売業		85		78		7		9.0%	
3 理美容業		2				2			
4 その他の商業		8		10		-2		-20.0%	
9 金融・広告業		6		8		-2		-25.0%	
11 通信業		10		9		1		11.1%	
12 教育・研究業		7		6		1		16.7%	
13 保健衛生業		140		162		-22		-13.6%	
1 医療保健業		60		63		-3		-4.8%	
2 社会福祉施設		78		97		-19		-19.6%	
3 その他の保健衛生業		2		2					
14 接客娯楽業		44		48		-4		-8.3%	
1 旅館業		8		14		-6		-42.9%	
2 飲食店		23		22		1		4.5%	
3 その他の接客娯楽業		13		12		1		8.3%	
上記以外の事業		55		78		-23		-29.5%	
10 映画・演劇業		1				1			
15 清掃・と畜業		29		48		-19		-39.6%	
16 官公署		1				1			
17 その他の事業		24		30		-6		-20.0%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		83		82	1	1	-1	1.2%	-100.0%
第三次産業（8～17）		378		412		-34		-8.3%	

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ③ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ④ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症感染者を除く。

もっと自分らしい
Refresh!
働き方
休み方

年休にとって
楽しい
夏休みを！



年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



第39回（令和7年度） 全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱

公益社団法人 日本作業環境測定協会

1 趣 旨

- (1) 近年、事業場に新たな原材料、化学物質等が早いテンポで導入され、これらを用いる作業にかかるリスク管理の対応が求められているところ、令和6年4月から、化学物質の自律的管理にかかる関係省令の規定が全面施行されました。これは、これまで個別の省令で規制されてきた特定化学物質、有機溶剤、鉛、粉じん等（以下、「特別則規制物質」と略記。）以外で、国がGHS分類で危険有害物に該当するとみなしたすべての化学物質について、事業者これらを取り扱う作業のリスクアセスメントと労働者のばく露の最小化を義務付けたものです。

その対象は、令和7年4月1日現在約1,600物質ですが、この数年で約2,900物質（以下これらを「リスクアセスメント対象物」と略記。）に上ることが予定されています。

そして、これらのうち、国が濃度基準値を定める物質（最終的には約800物質が想定されています。）については、事業者は、労働者のばく露を濃度基準値以下に管理することが義務付けられました。

また、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの実施と労働者のばく露の最小化にかかる業務の管理を事業場内で担当する者として「化学物質管理者」が規定され、さらに、事業場の化学物質管理を支援する外部専門家として「作業環境管理専門家」及び「化学物質管理専門家」が導入されました。

- (2) 一方、特別則規制物質については、従来通り特別則等の規定が適用され、労働安全衛生法第65条に規定する指定作業場について作業環境測定士が行う測定と、同第65条の2に規定する事業者による測定結果の評価とそれに基づく必要な改善が求められますが、令和6年4月1日からは、作業環境測定の結果の評価が第3管理区分となった単位作業場所について、第3管理区分からの改善が事業者自らでは困難な場合には、事業者は、「作業環境管理専門家」に作業環境の改善の可否、改善方法等について意見を聞き、その意見に基づいて、作業環境改善措置を実施し、それでも第3管理区分であるときは、個人サンプリング測定等を実施して、その結果に基づき労働者に適切な呼吸用保護具を使用させることとなりました。

- (3) リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントでは、測定を行うことなく一定の仮定の下に作業条件等に関するデータを用いてリスクを推計する方法も許容されていますが、国は、濃度基準値が設定される物質にかかるリスクアセスメントについては、推計法などで労働者のばく露が8時間の平均で濃度基準値の2分の1程度を超えると評価された場合は、「確認測定」として、個人サンプラーを用いて労働者の呼吸域で測定を行う方法などにより、実際に測定を行うべきとしています。

- (4) また、特別則が改正され、これまで測定実施者についての資格が規定されていなかった①金属アーク溶接等作業における有効な呼吸用保護具選定のための溶接ヒューム濃度の測定、②第3管理区分の事業場で改善が困難と判断された場合における有効な呼吸用保護具選定のための「個人サンプリング測定等」及び③確認測定を含むリスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントとしての測定については、測定の精度管理を確保する必要から、令和8年10月からは、厚生労働大臣が定める「個人ばく露測定講習」を修了した作業環境測定士が行うものとなる予定です。

- (5) 「公益社団法人日本作業環境測定協会」は、作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境の改善が、有害物質を取り扱う労働者の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主をはじめ事業場関係者の皆様の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援を頂き昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってまいりました。

その第39回を迎える本年度は、前述のように化学物質の自律的管理にかかる法令諸規定が施行された2年目に当たります。この間リスクアセスメント対象物の数が大きく増え、事業場における作業環境測定や評価の対象は、これまでの特別則規制物質にとどまらず、リスクアセスメント対象物にかかる確認測定を含むリスクアセスメントとしての測定の比重が増える予想される状況にあります。これらの測定は、(4)で述べたように、令和8年9月末までは、測定実施者について法令に規定はありませんが、測定には専門知識及び技術が必要であり、事業者が適切な自律管理を実施するためには、現実には作業環境測定士に依頼することが必要です。

- (6) このように、化学物質の自律的管理については、昨年4月に施行されたものの、測定関係を含め非常に複雑な規制となっていることもあり、事業者等関係者にはいまだこれらの理解が進んでいない状況が見られます。

このような中で、作業環境測定士は、これまでの指定作業場の測定を実施する役割に限定されることなく、専門人材として化学物質の自律的管理に係る法令の内容の事業場関係者への説明・広報も含めて自律的管理の浸透のために広い役割を期待されています。

このような状況にかんがみ、本年度は、協会と会員作業環境測定機関・自社測定事業場及び作業環境測定士が先頭に立って、行政及び関係者との連携のもとに、事業場に対し、①法定作業環境測定の完全実施を促すことを基本としつつ、②化学物質の自律的管理にかかる法令の内容と事業場の実施事項の周知、③事業場の実施事項のうち、確認測定を含むリスクアセスメントにおける測定の実施などの専門的な事項及び事業場の化学物質管理者の専門的支援などについて作業環境測定士及び作業環境管理専門家、化学物質管理専門家、認定オキュペイショナルハイジニスト等の積極的活用を促すこと、に力点を置いて展開いたします。

2 実施期間

令和7年9月1日から9月30日。なお、令和7年6月1日から8月31日までを準備期間とします。

3 推進運動の標語

作業環境測定は未来への投資 職場改善 安心職場

4 主催者

公益社団法人日本作業環境測定協会〔本部及び全国12支部（北海道、東北、北関東、京葉、神奈川、北信越、京滋、大阪、兵庫、中国、四国及び九州の各支部、分会）において展開する。〕

5 後 援

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協 力

一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本化学工業協会、公益社団法人日本保安用品協会、日本労働衛生工学会

7 実施者

全国の事業場、作業環境測定士、作業環境測定機関

（公社）日本作業環境測定協会 九州支部 鹿児島分会会員の作業環境測定機関名

（公社）鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島 電話 099-267-6240

（株）鹿児島環境測定分析センター 電話 099-201-4177

（株）小溝技術サービス 電話 099-256-0151



事業場の皆様必見！

産業医による 産業保健研修会のご案内

土曜日
開催

当センターでは、専門的な産業保健研修会を定期的を開催していますが、事業場の皆様、最近の産業保健について興味はありませんか！お役に立てるテーマをご案内いたしますので、是非、ご参加ください。

講師
紹介



産業保健相談員 富宿 明子 先生（産業医学）

県内の事業場の産業医として約20年間に渡りご活動されており、労働衛生コンサルタント（保健衛生）としてもご活躍されています。

参加
無料

令和7年9月20日（土）14:00～16:00

テーマ 事業場における治療と仕事の両立支援

定員 30名（先着順となります）

令和8年1月17日（土）14:00～16:00

テーマ 長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアルの活用

定員 30名（先着順となります）

令和7年11月15日（土）14:00～16:00

テーマ メンタルヘルスと復職支援

定員 30名（先着順となります）

令和8年1月31日（土）14:00～16:00

テーマ 女性の健康課題と男性の更年期障害

定員 50名（先着順となります）

会場 鹿児島県医師会館（鹿児島市中央町8-1）

令和8年1月31日開催は「4階 大ホール」
それ以外は「3階 中ホール2」となります。

会場には駐車場はございません。
公共交通機関、もしくはコインパーキングを
ご利用ください。

お申し込みはこちら



ご利用・ご相談は
すべて無料！

さんぽセンターの支援 事業場からのお申込みお待ちしております

- ・メンタルヘルス対策支援
- ・治療と仕事の両立支援
- ・専門的・実践的研修
- ・運動指導等の支援 など



独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002 HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>

さんぽ
センター





令和7年度 鹿児島 労働安全衛生大会

鹿児島県内の事業場では、これまで、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。こうした取り組みにより労働災害は長期的には減少していますが、令和6年の労働災害については、休業4日以上死傷災害は前年より減少したものの、令和元年以降2,000人を超え続けているなど、死傷者数の高止まり傾向に改善の兆しが見られない状況となっています。

労働災害を少しでも減らすための職場環境を築くため、令和5年度を初年とする第14次労働災害防止計画に基づく施策を進めているところであり、これからも労使一丸となった更なる取り組みが求められます。

こうした中、鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会では、労働災害防止活動の一環として、鹿児島労働局主唱のもと「令和7年度鹿児島労働安全衛生大会」を開催することといたしました。

労働災害ゼロに向けての労働安全衛生大会になりますよう、事業者、安全衛生スタッフ、人事担当者、行政関係者等の多くのご参加をお待ちしています。

日時 令和7年10月31日(金) 13:30～16:00

場所 川商ホール(鹿児島市民文化ホール) 第2ホール
(鹿児島市与次郎2-3-1)

**特別
講演**

演題：健康で安全な人生を手に入れる労働衛生
～職場で実践できる健康管理のポイント～

講師：鹿児島純心大学名誉教授 徳永 龍子（とくなが りゅうこ）氏



徳永 龍子氏

昭和45年鹿児島大学保健婦学校卒業後、鹿児島市保健所に保健師として33年間奉職。健康増進活動、公衆衛生看護、介護予防、要介護者の支援及び桜島の降灰と健康安全の企画・実践、検証など係長・課長として健康づくり市民会議のシステム構築に従事。その間、鹿児島大学大学院で「持続可能な介護保険制度」研究で経済学博士となる。

その後、平成25年まで鹿児島純心女子大学看護学科教授、産業保健にも従事。現在名誉教授。

主催 厚生労働省 鹿児島労働局

主催 (公社)鹿児島県労働基準協会

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

鹿児島県砕石協同組合連合会

(公社)建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部

共催

(独法)労働者健康安全機構鹿児島産業保健総合支援センター

(一社)日本ボイラ協会鹿児島支部

協賛

(公社)鹿児島県医師会

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部

問い合わせ先

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会事務局(鹿児島県労働基準協会内) TEL:099-226-3621)

令和7年9月～10月 講習開催のご案内（8月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市セツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
詳細はホームページをご参照ください
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>



講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	ガ ス 溶 接	9/29～30	8/4	会員 一般	11,550円 11,880円	
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 10/6～10	8/18	【全科目者】 会員 一般	31,900円 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
		【科目免除者】 10/6～7		【科目免除者】 会員 一般	20,900円 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタビラ車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	10/6～8	8/18	【全科目者】 会員 一般 【科目免除者】 会員 一般	31,900円 32,450円 29,700円 30,250円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	10/9～10	8/18	会員 一般	15,620円 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	乾燥設備作業主任者	10/14～15	8/18	会員 一般	15,400円 15,950円	【受講資格】 ・乾燥設備取扱い作業に5年以上従事経験他
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/15～17	8/18	会員 一般	21,340円 22,110円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/20～24	8/25	【全科目者】 会員 一般	77,990円 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 10/20～21		【科目免除者】 会員 一般	39,490円 39,930円	
	玉 掛 け	10/20～22	8/25	【全科目者】 会員 一般 【科目免除者】 会員 一般	22,990円 23,430円 20,790円 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
有機溶剤作業主任者	10/23～24	8/25	会員 一般	15,620円 16,280円		
特別教育	研削といし(自由研削用)	10/1	8/4	会員 一般	11,220円 12,320円	
	ロ ー ラ ー 運 転	10/16～17	8/18	会員 一般	17,160円 20,460円	
教 育 他	安全管理者選任時研修	9/29～30	8/4	会員 一般	17,050円 21,450円	
	職 長 教 育	10/1～2	8/4	会員 一般	12,980円 16,280円	

川内地区での講習会のお知らせ

講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	玉 掛 け	9/29～10/1	8/4	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者	
				【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円		

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	ガ ス 溶 接	10/20～21	8/25	会員 11,550円 一般 11,880円		

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料納入期限	会場	受講資格
10/1～2	8/27～29	38,280円	9/2	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他